

第16回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 * 表記, 表現は原則として, 傍聴者の記入されたとおりとしています

* 公開不可の記入があったものは, 公開しません

* () は事務局の補足です

* 懇談会主旨に関連しない項目は掲載しておりません

NO.	カテゴリー	Q	A
1	住民と市民について	条例の名称に「住民」という用語を入れるかどうか 「住民」に対して「市民」という対峙する用語があるが, 「住民自治」という用語には「団体自治」と対峙する概念も存在するので, 誤解を招かないためにも「住民自治」の用語は使わないほうがいいと思う。「市民」や「住民」の定義をどうするか, どういう観点から条例の名称にこれを入れるかという論議は適切でないと思う。	委員に開示します。
2	住民と市民について	「住民」と「市民」の定義 住民とは, ひとつには住民票を置いている者という意味と, もうひとつには地域的に市全体ではなく, 一定の範囲内に住んでいる者を指した「地域住民」という意味があると思う。「市民」とは, 住民票を持つ者を中心として, 市に出入りする, あるいは, 利害をもつ者も含む広い捉え方の定義と思う。	委員に開示します。
3	市民参加について	「参加の原理」 市民参加の手続きを, 「市民参加条例」として定める旨, 謳っていただきたいと強く希望する。	委員に開示します。
4	市民参加について	審議会構成員については「少なくとも公募委員を半数以上」と提案していただきたい。	委員に開示します。
5	その他	初めてなので, こういうのがあると知らなかった。こういうのが大事だと思う。たくさんの世代の意見を取り入れ, 考えをまとめられればいい。また来てみたい。	委員に開示します。